

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 7月 10日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 コウナンセツビ カブシキ カイシャ
 交南設備 株式会社

住所 枚方市津田元町1丁目7番2号

代表者氏名 フリガナ シマダ マサト 嶋田 雅人

電話番号 072-858-5571

FAX番号 072-858-5895

メールアドレス kounansetubi@nifty.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6年 7月 10日

届出者

氏名又は名称 交南設備 株式会社
住 所 枚方市津田元町1丁目7番2号
代表者 氏名 ^{代表取締役} 嶋田 雅人

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ヨウナンセツビ 交南設備 株式会社		
住 所	枚方市津田元町1丁目7番2号		
フリガナ 代表者の氏名	シマダ マサト 嶋田 雅人		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
(2) 代表者の氏名 (3) 役員の氏名	代表取締役 嶋田愛親	代表取締役 嶋田雅人 代表取締役 嶋田愛親 取締役 嶋田真美	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 7 月 10 日

申請者

氏名又は名称 交南設備 株式会社

住 所 枚方市津田元町1丁目7番2号

代表者 氏名 代表取締役 嶋田 雅人

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市津田元町一丁目7番2号
交南設備株式会社

会社法人等番号	1200-01-149574	
商号	交南設備株式会社	
本店	大阪府枚方市招提元町三丁目30番17号	
	大阪府枚方市津田元町一丁目7番2号	昭和63年 8月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	昭和46年11月18日	
目的	1. 給配水、衛生設備工事業 2. さく井、井戸、ポンプ工事業 3. 冷暖房設備工事業 4. 瓦斯管工事業 5. 一般管工事業 6. 土木工事業 7. とび、土工工事業 8. 石工事業 9. ほ装工事業 10. しゅんせつ工事業 11. 水道施設工事業 12. 給水装置工事業 13. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	16万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株	
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u> 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
	令和 4年 9月28日廃止 令和 4年 9月28日登記	
資本金の額	金2000万円	

大阪府枚方市津田元町一丁目7番2号
交南設備株式会社

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、当会社の承認を要する。 平成28年 7月 1日変更 平成28年 8月30日登記	
役員に関する事項	取締役 嶋田愛親	平成28年 7月 1日就任 平成28年 8月30日登記
	取締役 嶋田真美	平成28年 7月 1日就任 平成28年 8月30日登記
	取締役 嶋田景介	平成30年12月 7日就任 平成30年12月25日登記 令和4年 9月28日辞任 令和4年 9月28日登記
	取締役 嶋田雅人	令和4年 9月28日就任 令和4年 9月28日登記
	大阪府枚方市招提元町三丁目30番17号 代表取締役 嶋田愛親	平成28年 7月 1日就任 平成28年 8月30日登記
	大阪府枚方市招提元町三丁目29番50号 代表取締役 嶋田雅人	令和4年 9月28日就任 令和4年 9月28日登記
支店	1 大阪府交野市倉治四丁目47番7号	平成17年 2月 1日支店設置 平成17年 2月 2日登記
	2 京都府八幡市下奈良今里10番地の4	平成27年 9月 1日設置 平成27年 9月25日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 2月17日移記	



大阪府枚方市津田元町一丁目7番2号
交南設備株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 7月 3日

大阪法務局
登記官

秋 山 亜 希 子





定 款

交南設備株式会社

交南設備株式会社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、交南設備株式会社 と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給配水、衛生設備工事業
2. さく井、井戸、ポンプ工事業
3. 冷暖房設備工事業
4. 瓦斯管工事業
5. 一般管工事業
6. 土木工事業
7. とび、土工工事業
8. 石工事業
9. ほ装工事業
10. しゅんせつ工事業
11. 水道施設工事業
12. 給水装置工事業
13. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を 大阪府枚方市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載する。

(機関の設置)

第 5 条 当会社には、次の機関を置く。

1. 株主総会
2. 取締役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 16 万株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡するには、当会社の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡しの請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役の過半数の決定によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役社長が定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第 16 条 株主総會議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

- 第 17 条 当会社は、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の資格)

- 第 18 条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役)

- 第 19 条 当会社の取締役が 2 名以上ある場合は、取締役の互選によって代表取締役を定める。

(役付取締役)

- 第 20 条 取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とし、取締役が 2 名以上の場合は取締役の互選によってこれを定める。なお、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

2 社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役の選任)

- 第 21 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

- 第 22 条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 24 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 27 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他法令の定めるところによる。

本定款は当会社の現行定款に相違ありません。

令和 6 年 7 月 10 日

交南設備株式会社

代表取締役 嶋田 雅人

